



Title	1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.4(101 外務省外交史料館レファレンス番号 : H222071)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6440 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

101

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

め承知しておくことは、その最終的態度の決定をも容いならしめるものと推測されるからである。

4. 前項(イ)(ロ)の問題をも取上げられる場合の御参考までに、未じゆくながら本使気付きの点を具申すれば次の通り。

(1) 現地レヂームに関しては、施政権返かん前のオキナワに、日本政府の官りを派遣し、同地域の施政に直接干与せしめることは不適當と考えられる。かかる試みは(イ)現地住民をして二人の主権者につかえるごとき感しよくをいだしめ、いたずらに方途にまよわしめるか、または(ロ)日本占領中のG.H.Q.対日本政府の關係に類じした事態をオキナワに再現せしめ、結局円かつなる施政の運営を不可能ならしめる危険大なりと考えられる。(この点ジョンソン大使も全く同感)

(2) 施政権返かん前において、現地に派遣される日本政府官りの任務は、し問的(問いただし、相談する)役割をもつてその限界とすべきものと考えられる。例えばオキナワ住民、現地米軍、日本政府の三者の代表を全く対等の資格をもつて参加せしめるし問委員会を組織し、民政に関する各般の重要事項は、すべて同委員会にはかつた上実施せしめることとするのも一案と考えられる。

(3) 事前協議条項に関しては、核兵器以外のCONVEN

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

TIONALな兵器、兵員の大量移動またはこれらによる出撃につき、ベトナム戦争継続中は、同条項の適用を除外するとのフォーミュラは適當と思われず、むしろこれらについても同条項は等しく適用ありとの建前をとり、ただベトナム戦争中は日本政府が包括的承認を与え、個別の場合にその都度米側が承認を求めることを必要とせずとのフォーミュラを採用する方適當かと考えられる。

(了)